所 管 課 名	経営部 企画広報課
件名	犬山市PR動画制作業務
契 約 内 容	人口増やシビックプライドの醸成を目的とするシティプロモーション施策のひとつとして、住むまちとしての犬山を発信する犬山市PR動画を制作する。
契 約 期 間	令和3年11月2日~令和4年3月31日
契約締結日	令和3年11月1日
契 約 相 手 方	モバーシャル株式会社
契 約 金 額	3,000,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本事業におけるPR動画は、映像制作に対して専門的な知見を持ち、かつ犬山市出身で市に対する理解を持つ方を「犬山市映像制作アドバイザー」に据え、その視点からアドバイスを貰いながら制作を進めていく。映像を制作する事業者は、他自治体で映像制作の経験があり、市の意見を取り入れながら動画を企画・提案・撮影・編集できる力量を備えた者に依頼したいと映像制作アドバイザーに相談したところ、上記選定業者の紹介を受けた。PR動画制作には、市・映像制作アドバイザー・制作会社の3者による円滑なコミュニケーションが不可欠であることから、アドバイザーによる意見を受け、選定業者との随意契約を行うものである。
その他特記事項	引い合わせ生 経営郊 全面広報部

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場及での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年10月5日~令和3年11月4日
契	約約	帝 結	日	令和3年10月5日
契	約 村	目 手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	110,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		的の理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に[PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
そ	の他物	寺記事	項	
			の +>目	リンクわれ生 経営改善課

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年11月4日~令和3年11月26日
契	約系	帝結	B	令和3年11月4日
契	約末	目 手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	220, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に[PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
そ (の他特	寺記事	項	
		ついて		引い合われ生 経営改善課

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年11月26日~令和3年12月21日
契	約糸	帝結	B	令和3年11月26日
契	約本	目 手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	220, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に[PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
そ(の他物	寺記事	項	
		<u> </u>		引い合われ生 経営改善課

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年12月21日~令和3年12月30日
契	約紹	新 結	日	令和3年12月21日
契	約相	手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	220, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 終 選 定		び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に [PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
その	の他特	持記 事	項	
\ <u>'</u>	- //		a 158	 い合わせ先 経営改善課

所	管	課	名	経営改善課
件			名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契	約	内	容	楽天市場での検索連動型広告の配信
契	約	期	間	令和3年12月28日~令和4年1月11日
契	約系	帝結	B	令和3年12月28日
契	約末	目 手	方	楽天グループ株式会社
契	約	金	額	220, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 犬山市が掲載しているふるさと納税サイトは4つ(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび)あるが、昨年度の寄附件数の割合は楽天ふるさと納税サイトが約60%となっており、利用率が高いと言える。 今回の広告は、その楽天ふるさと納税サイトを含む楽天市場サイト内で、商品検索索結果の上部に[PR] 枠として商品が表示されるものであるため、楽天サイト利用者へ広くPRできるものである。 以上を踏まえ、楽天市場サイトを運営してる楽天グループ株式会社を相手方とし、随意契約を締結する。
そ (の他特	寺記事	項	
		<u> </u>		引い合われ生 経営改善課

所 管 課 名	経営改善課
件 名	ふるさと犬山応援寄附金に係るPR広告
契 約 内 容	位置情報に基づくターゲティングWEB広告配信
契 約 期 間	令和3年12月1日~令和3年12月31日
契約締結日	令和3年10月29日
契 約 相 手 方	株式会社デイリーインフォメーション中部
契 約 金 額	330,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及業者選定の理由	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 ①ふるさと納税において、寄附件数が最も多い12月での周知を採用し、9つある使い道の中で「子育て」を選択する申込が約4割に達していることを考慮し、広告ターゲットを子育て世代とする。 ②ふるさと納税の申込は、インターネットの申込サイトから行うため、WEB上で宣伝することにより、申込サイトへ直接リンクすることができ、申込につながりやすいと考える。また、子育て世代というと、20代~40代ぐらいで日常的に利用するスマートフォンに広告を配信することで、広く多くの人に周知することができる。 ③株式会社デイリーインフォメーション中部は、スマートフォンユーザーの位置情報を活用し、年齢・性別・接触回数などでターゲットを絞り、狙った層にだけ広告を配信できる独自の広告配信プラットフォームを開発・運用している。 以上を踏まえ、スマートフォンを広告配信先とし、位置情報を活用したWEB上での広告配信をするためには、株式会社デイリーインフォメーション中部のみが行っているため、競争入札に適さず随意契約を締結するものである。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営改善課
件 名	ふるさと犬山応援寄附金に係るwebサイトPR広告
契 約 内 容	Googleサイトにおけるディスプレイ広告
契 約 期 間	令和3年12月3日~令和3年12月31日
契 約 締 結 日	令和3年12月3日
契 約 相 手 方	アイハーツ株式会社
契 約 金 額	330, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由び業者選定の理由	本業務は、市の魅力及び施策の周知を通して、ふるさと犬山応援寄附金(ふるさと納税)を広くPRすることを目的としている。 ①ふるさと納税において、寄附件数が最も多い12月での周知を行う。 ②ふるさと納税の申込は、インターネットの申込サイトから行うこととなるので、WEB上で宣伝することにより、申込サイトへ直接リンクすることができるため、WEB上での広告を実施する。 ③ 9つある寄附の使い道の中で「子育て」を選択する申込が約4割に達していることを考慮し、広告ターゲットを子育て世代(30代,40代)とし、その世代のシェア率が高い検索エンジンであるGoogleのディスプレイ広告を採用する。 ④目的はふるさと納税に関する広告であり、2019年の総務省通知により返礼品を強調した寄附者の誘引などの規制があるため、ふるさと納税に関するPRについてのノウハウを有している業者を選定する。 ⑤効果的にバナー広告を運用するためには、世代や地域、表示の時間帯などの目的に応じた設定が必要となる。アイハーツ株式会社はふるさと納税専門誌「ふるさと納税ニッポン」をはじめ、各媒体においてふるさと納税に関する広告を手掛けており、ふるさと納税に関する多くのデータを有している。 以上を踏まえて、アイハーツ株式会社を相手とし、随意契約を締結する。
その他特記事項	

所 管 課 名	総務課
件名	高圧限流ヒューズの取替修繕について
契 約 内 容	高圧限流ヒューズの取替
契 約 期 間	令和3年12月3日~令和4年1月31日
契約締結日	令和3年12月3日
契 約 相 手 方	一般財団法人 中部電気保安協会
契 約 金 額	227, 700円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	高圧限流ヒューズの取替は停電時にしか実施できないため、令和4年1月8日に実施の本 庁舎停電点検と同時に実施することが望ましく、点検を実施する選定業者に取替をさせる ことが適切であることから、随意契約による契約を締結するものである。
その他特記事項	引い合わせ失 総務理

所 管 課 名	総務課
件名	空調用自動制御機器の修繕について
契 約 内 容	空調用自動制御機器が壊れたことに伴う取替に関する業務 外気温度検出器及びバックアップバッテリー等の取替
契 約 期 間	令和3年11月19日~令和4年1月31日
契約締結日	令和3年11月19日
契 約 相 手 方	コニックス株式会社
契 約 金 額	132,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及業者選定の理由	空調用自動制御機器の点検と同時に実施することが望ましいことから、本庁舎の設備管理 業務委託先であり、点検を実施している下記業者に修繕をさせることが適切であることか ら、随意契約による契約を締結するものである。
その他特記事項	引い合わせ失 総務理

所 管 課	名	総務課
件	名	低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務委託について
契 約 内	容	低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分
契 約 期	間	令和3年12月13日から令和4年3月18日まで
契約締結	日	令和3年12月13日
契約相手	方	株式会社富山環境整備
契約金	額	391, 600円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理 及 業者選定の理	び	解体工事が本格的に始まる1月15日頃までを目途に処分しないと解体工事を進めることができないため、業務完了までに時間がないことと、この限られた期間で運搬から処分まで可能な業者が他になかったため。
その他特記事		引い合わせ生 終務課

所	管	課	名	経営部 情報政策課
件			名	基幹系情報処理システムセットアップ業務
契	約	内	容	出張所に新設するパソコンに基幹系情報処理システムをセットアップする。
契	約	期	間	令和3年11月25日から令和3年12月15日まで
契約	約締	結	日	令和3年11月25日
契約	約相	手	方	日本電気株式会社 東海支社
契	約	金	額	297, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		の理	び	基幹系情報処理システムはパッケージシステムであり、セットアップを行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。
-		記事		ひらわせ先 経営部 情報政策課

所 管	課	名	地域協働課
件		名	多文化共生研修業務委託
契約	内	容	令和3年度「多文化共生研修」を企画・実施する。なお、研修に必要となる資料、レジュメ等の原本を作成する。
契約	期	間	令和3年11月26日~令和4年1月20日
契約	締結	日	令和3年11月26日
契約	相手	方	NPO法人多文化共生リソースセンター東海
契約	金	額	385,000円
			地方自治法施行令第167条の2第1項
			① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
			第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
			第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
			第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
			第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
			第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
			第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契業者選		び	NPO法人多文化共生リソースセンター東海は、2009年の設立以来、10年以上にわたり東海地方を中心に日本に居住する外国人及び、日本人に対して多文化共生社会の実現に向けた活動の促進に関する事業を行い、在住外国人を日本人、または在住外国人同志、日本人同志の連携・協働・共生に係る問題の改善や解決を図ることで、多文化共生社会の実現に寄与する活動を行っている。 当市でも、職員向けの多文化共生研修を平成29年と令和元年度、令和2年度と実施しており、また県内市町村の小牧市、豊田市、名古屋市、西尾市でも事業を実施しているため、当市及び周辺地域の事例にも精通している。これまでの当市での多文化共生施策の流れを汲み、またその他の経験を踏まえ、より当市の多文化共生への理解促進、発展に寄与し、効果的かつ順調に委託業務を行うことができる。
その他			引い合わせ生 地域協働理

所	管	課	名	防災交通課
件			名	無線局定期検査委託
契	約	内	容	犬山市に設置されている防災行政無線について、電波法第73条第1項の規定に基づき、5年 に1度の定期検査を行う業務
契	約	期	間	令和3年11月5日から令和3年11月30日
契	約糸	帝 結	日	令和3年11月5日
契	約本	目 手	方	株式会社カナデン中部支店
契	約	金	額	162,800円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	定期検査を実施するにあたり、本システムの把握が必要ですが、当市の防災行政無線は 三菱電機製のアナログ方式無線であり、製造年度が古い機器のため、扱い慣れていない業 者の場合、システムの把握に時間を要します。 上記業者は当市防災行政無線の保守点検に長きに渡り携わっているため、システム内容 を熟知しており、円滑な定期点検事務が遂行できます。 上記の理由から、円滑な事業の実施を目的とし、随意契約とします。
そ(寺記事		引い合わせ生 防災交通課

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課
件名	介護認定支援システム保守委託業務
契 約 内 容	介護認定支援システム (R J) の維持管理及び運用保守全般の委託契約 (江南市の令和3年度システム更新に併せた、共同調達による新規導入)
契 約 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
契約締結日	令和3年12月1日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契 約 金 額	677,600円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	基幹系システムとの連携が必須であり、また、定期的な機能強化や介護保険法の改正等に対応したシステム改修の適用作業はシステム構築作業を行った業者に限定されるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方地自法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものです。
その他特記事項	問い合わせた 健康短礼部 京松老古福田

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課
件 名	犬山市敬老事業75歳のつどい委託契約
契 約 内 容	高齢者に対して感謝の気持ちを表す会を開催する等の長寿を祝う事業を実施する。
契 約 期 間	令和3年10月8日~令和4年2月28日
契約締結日	令和3年10月8日
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
契 約 金 額	1, 590, 953円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的とする市内唯一の団体であり、市高齢者福祉の事業内容を熟知してサロン事業や介護事業を展開するとともに、これまで同事業を毎年市委託事業として受託してきた実績(コロナ禍で開催できなかった令和2年度を除く)及び事業実施のノウハウがあること。さらには、コロナ禍により例年より準備期間が短い中で安全・円滑に事業実施できるのは、この団体以外にないため
その他特記事項	

所 管	課	名	健康推進課
件		名	医師人材紹介業務(その4)
契約	内	容	集団接種会場で問診・接種・副反応対応を行う医師を、市に紹介するもの。
契約	期	間	契約日より令和4年7月31日
契 約	締結	日	令和3年12月2日
契 約	相手	方	株式会社メディカル・プリンシプル社 名古屋支社
契約	金	額	医師が勤務した1時間あたり 金3,630円
一 关 利	<u> </u>	创	3,630円×1,909.5時間=6,931,485円
			地方自治法施行令第167条の2第1項
			第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
			第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
			第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠	規	定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
			第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
			第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
			第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
			第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契及業者選		び	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、地域の医療を保持するため、集団接種会場に尾北医師会ではなく、外部の医師が必要となったため随意契約を行う。また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。 新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)は、追加接種(3回目)該当者や12歳到達の該当者を対象として実施するもので、1・2回目の集団接種から継続して行う事業であり、計画的かつ至急医師を確保する必要がある。そのため、業者については、1・2回目の集団接種業務において、確実に医師を確保し、業務を遂行した実績があることから、㈱メディカル・プリンシプル社を選定した。
その他	特記事		、 なみせれ

所 管 課 名	健康推進課
件 名	健康管理システム改修(VRS及びマイナンバー対応)業務委託
契 約 内 容	・コロナワクチン3回目接種結果登録項目追加 ・ワクチン接種記録データ取込(VRS→ログヘルス) ・1、2回目接種用接種券作成 ・マイナンバー連携
契 約 期 間	令和3年12月1日~令和4年3月31日
契約締結日	令和3年12月1日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契 約 金 額	3, 267, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	【随意契約の理由】 契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 【業者選定の理由】 健康管理システムは日本電気株式会社が提供しているシステムであり、その内部が公開されていない。導入業者以外の者が改修作業を行う際、システムの構成について全て解析を行いシステムの内部をすべて理解した後でないと、改修作業に入ることができない。 また、今後、他の予防接種業務で健康管理システムの改修作業が発生した際の改修業者が相違した際、今回の改修が原因となり既存のデータ等に影響を及ぼす可能性もあり、今後の市民の接種記録を安全に保管する為にも、健康管理システムを導入した日本電気株式会社 東海支社業者を選定した。
その他特記事項	

所 管 課 名	健康推進課
件 名	新型コロナウイルスワクチン(3回目接種用)小分け作業等業務委託
契 約 内 容	・新型コロナウイルスワクチンを市内医療機関(医療従事者への接種または、個別接種を 行う医療機関)へ定期的に配送するため、専用の保冷ボックスへワクチンを小分けする。 ・ワクチン接種に必要な資材(接種用の針・シリンジ、生理食塩、希釈用の針・シリン ジ)を小分けする。
契 約 期 間	令和3年12月27日~令和4年7月31日
契約締結日	令和3年12月27日
契 約 相 手 方	SGフィルダー株式会社
契 約 金 額	3, 234, 000円 1~8箇所: 62, 040円×0回=0円・9~16箇所: 79, 860円×0回=0円 17~24箇所: 97, 680円×0回=0円・25~32箇所: 115, 500円×28回=3, 234, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	医療従事者への接種または、個別接種を行う市内医療機関にワクチンを配送する為の準備として、各医療機関に必要数のワクチン及び接種用の針等を小分けする必要があり、個別医療機関への配送を確実に行うためにも、速やかに必要な体制を実際の接種前に確実に整備する必要がある。また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。業者選定については、普段から業務として小分け及び梱包を行っている事、また、ワクチンの配送を行う会社と関連会社であり梱包から配送まで切れ目なく管理する体制が整っている事から、梱包したワクチンを確実に配送業者へ受け渡すことが可能と判断し、SGフィルダー株式会社を選定した。
その他特記事項	い合わせ生を健康推進課

所 管 課	名	健康推進課			
件	名	新型コロナウイルスワクチン3回目接種にかかる接種券等の印刷及び封入封緘業務委託			
契 約 内	容	新型コロナウイルスワクチン接種事業における3回目接種用の接種券等発送ための下記業務を委託する。 ・接種券、ワクチン予防接種の説明書等の印刷、折加工・封入物の帳合、封入、封緘 ・市広報に接種に関する説明文の挟込			
契 約 期	間	令和3年11月11日~令和4年6月30日			
契約締結	日	令和3年11月10日			
契約相手	方	サンメッセ株式会社 愛岐営業所			
契約金	額	6, 268, 845円			
		地方自治法施行令第167条の2第1項			
		第1号			
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規	定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理 及 業者選定の理	び	新型コロナウイルスワクチン3回目接種に向けて、新たな接種券付き予診票等を至急作成し送付する必要がある。 また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。業者選定については、接種券付き予診票と合わせて送付する接種に関する説明文を、市広報にも挟込むため、市広報の印刷を行っているサンメッセ株式会社、愛岐営業所が効率良く作業を行うことが可能であると判断し選定した。			
その他特記事)合わせ失 健康推進理			

所 管 課 名	健康推進課			
件 名	新型コロナウイルスワクチン3回目接種受付業務委託			
契約內容	新型コロナウイルス感染症対策として行われるワクチン接種3回目に係るコールセンターの受付業務委託。 ・電話相談及び予約対応 ・特設予約窓口設置業務 ・健康管理システム確認作業 ・その他庶務業務			
契 約 期 間	令和3年12月1日~令和4年3月31日			
契約締結日	令和3年12月1日			
契約相手方	株式会社JTB 名古屋事業部			
契 約 金 額	39, 084, 710円			
	地方自治法施行令第167条の2第1項			
	第1号			
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。			
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。			
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。			
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。			
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。			
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。			
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。			
随意契約の理由 及 業者選定の理由	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、予約・相談コールセンターを設ける必要がある。 また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。 業者選定については、株式会社JTB名古屋事業部は既に現在も受付業務の委託を請負っており、犬山市の接種体制について十分な知識を兼ね備えている。延いては、12月1日以降の受付業務について円滑に業務を遂行することができると判断し選定した。			
その他特記事項	い合わせ失に健康推進課			

所	管	課	名	健康推進課
件			名	健康管理システム改修(3回目対応)業務委託
契	約	内	容	・3回目接種券及び接種済証作成のためのパッケージ導入
契	約	期	間	令和3年11月11日~令和3年12月28日
契	約系	帝 結	日	令和3年11月11日
契	約 柞	目 手	方	日本電気株式会社 東海支社
契	約	金	額	495,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 系		び	健康管理システムは日本電気株式会社が提供しているシステムであり、その内部が公開されていない。導入業者以外の者が改修作業を行う際、システムの構成について全て解析を行いシステムの内部をすべて理解した後でないと、改修作業に入ることができず、令和3年11月22日までに接種券付き予診票及び接種済証を郵送することができないことが想定される。また、今後、他の予防接種業務で健康管理システムの改修作業が発生した際の改修業者が相違した際、今回の改修が原因となり既存のデータ等に影響を及ぼす可能性もあり、今後の市民の接種記録を安全に保管する為にも、健康管理システムを導入した日本電気株式会社 東海支社業者を選定した。
そ(の他物			ひらわせ先 健康推進理

所	管	課	名	健康推進課
件			名	新型コロナウイルスワクチン(3回目接種用)配送業務委託
契	約	内	容	3回目接種用の新型コロナウイルスワクチンを市内医療機関(個別接種を行う医療機関) に定期的に配送する。
契	約	期	間	令和3年12月27日~令和4年7月31日
契	約約	締 結	日	令和3年12月27日
契	約す	相手	方	佐川急便株式会社 中京支店
契	約	金	額	2, 310, 000円
学	北八	並	좭	16,500円×運行車両台数の単価契約
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		約の理定の理	び	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、個別医療機関へワクチン及び接種用物品の配送を確実に行うためにも、速やかに必要な体制を実際の接種前に整備する必要がある。 また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると前知が出ており、これに準じ随意契約とする。ワクチンの配送については、振動及び取り扱いについて細心の注意をするようにと製造元から指針が出ており、精密機器やワレモノ等の配送を普段から業務として行っている事、また、ワクチンの小分け及び梱包を行う会社と個別医療機関へのワクチン配送を行うが関連会社であることが、ワクチンを確実に個別医療機関への配送することを可能にすると判断し、佐川急便株式会社 中京支店を選定した。
そ	の他特	持記事	項	

所	管	課	名	健康推進課
件			名	新型コロナウイルスワクチン3回目接種集団接種会場運営業務委託
契	約	内	容	新型コロナウイルス感染症対策として行われる3回目接種集団接種の会場設営及び運営
契	約	期	間	令和3年12月1日~令和4年3月31日
契	約約	帝 結	日	令和3年12月1日
契	約す	泪 手	方	株式会社NATiON.
‡π	44	<u> </u>	安五	53, 752, 490円
契	約	金	額	接種会場及び接種レーン数ごとの単価契約
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		的の理定の理	び	新型コロナウイルスワクチン3回目接種事業遂行の為、集団接種会場の運営に係るもので、迅速かつ的確な業務遂行が求められ早急に体制を整備する必要がある。また、令和2年12月18日付、厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられると通知が出ており、これに準じ随意契約とする。業者選定については、新型コロナワクチン接種1・2回目の集団接種会場運営業務を滞りなく遂行した株式会社NATiON.がこれから行われる3回目接種の会場の設営、運営及び事務スタッフ、看護師の確保についても円滑に行うことができると判断し選定した。
そ(の他物	寺記事	項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	都市公園等除草業務委託
契 約 内 容	内田防災公園の除草
契 約 期 間	令和3年10月5日から令和3年10月15日まで
契約締結日	令和3年10月4日
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木 (有)芳葉園土木
契 約 金 額	297, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、住民から公園内の草が繁茂し遊びにくい状態になっているとの通報を受け現地を確認したところ、維持管理上早急に対応する必要があると判断したため、直ちに現場着可能な制芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	3.5.45.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	倒木処理委託
契 約 内 容	蓮池線の倒木処理一式
契 約 期 間	令和3年10月5日から令和3年10月15日まで
契約締結日	令和3年10月4日
契 約 相 手 方	有 芳葉園 土木
契約金額	216, 260円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	蓮池線において台風の影響により木が倒れ、蓮池線の通行に支障が出ており、早期に通行できるようにするため、緊急性が高いと判断し、直ちに作業出来る衛芳葉園土木と土木管理課職員が現地での立会を実施し、施工箇所を確認の上、本作業を実施するものとする。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	鳥屋越地内用排水路外1の除草一式
契	約	期	間	令和3年10月7日から令和3年10月19日まで
契	約 締	結	日	令和3年10月6日
契	約 相	手	方	㈱フクトミDBK
契	約	金	額	204, 600円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意契約		び	当該用排水路において、草の繁茂により通水断面及び隣接する土地に著しく支障があることが確認され、機能確保のため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特	記事		ンクセルケ 都市整備部 十木管理理

所	管	 課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	
契	約	内	容	道路に繁茂する草木の除草及び処分
契	約	期	間	令和3年10月14日から令和3年10月20日まで
契	約級	帝 結	日	令和3年10月13日
契	約相	目 手	方	㈱フクトミDBK
契	約	金	額	132,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 紀		び	本委託業務は、地元からの要望により、市道羽黒東174号線外1道路に草木が繁茂し、 周辺民地へ侵入したり、交差道路が視認しづらく危険であることから、直ちに現場着手可 能な㈱フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随 意契約するものです。
そ(の他特			ンクわせ生

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	半ノ木川に植栽されているツツジの剪定
契 約 期 間	令和3年10月19日から令和3年11月19日まで
契約締結日	令和3年10月18日
契 約 相 手 方	何芳葉園土木
契 約 金 額	297, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	半ノ木川に植栽されているツツジが、経年で枝葉が伸び、道路に越境していることから通行する上で早急に対応する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している恂芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期 対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	善師野二丁目地内排水路の土砂撤去
契	約	期	間	令和3年10月15日から令和3年10月29日まで
契	約 締	結	日	令和3年10月14日
契	約相	手	方	陽光建設㈱
契	約	金	額	270, 600円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意契約		び	本業務は、地元からの要望により善師野二丁目地内の排水路において、土砂が堆積し排水 阻害が起きていることから、水路の維持管理において、早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な陽光建設㈱に依頼することで、早期対応かつ適切な 施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特			

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	道路除草委託
契	約	内	容	(楽田) 城山地内里道外1の除草等 一式
契	約	期	間	令和3年10月19日から令和3年11月12日まで
契	約約	帝 結	日	令和3年10月18日
契	約末	目 手	方	丹羽建設㈱
契	約	金	額	253, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	当該路線において草の繁茂により通行に著しく支障があることが確認され、早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な丹羽建設㈱に依頼することで、早期対応かつ適切な 作業が確保できるため、随意契約するものです。
その)他特	寺記事) 合わせ失 都市整備部 土木管理理

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	用排水路内に堆積する土砂の撤去
契 約 期 間	令和3年10月22日から令和3年10月29日まで
契約締結日	令和3年10月21日
契約相手方	㈱フクトミDBK
契 約 金 額	280, 500円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	羽黒高橋四丁目地内用排水路は、内空断面内に経年による土砂堆積しており、断面阻害が 生じていることで通水に支障が生じているため浚渫を実施する必要があります。なお、こ の当該箇所に精通している㈱フクトミDBKに依頼することで、地元調整を含む早期対応 かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	いるなみな

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	都市公園等除草業務委託
契	約	内	容	内田防災公園の除草
契	約	期	間	令和3年10月27日から令和3年11月12日まで
契	約糸	帝 結	日	令和3年10月26日
契	約 木	目 手	方	· 有芳葉園土木
契	約	金	額	297, 000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		りの理	び	本業務は、10月上旬に公園内の草が繁茂し遊びにくい状態になっているとの通報を受け除草作業を行ったところ、別の場所も繁茂しているとの通報を再度受けたため、現地を確認し維持管理上早急に対応する必要があると判断したもので、直ちに現場着手可能な有芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他物	寺記事) 合わせ失 都市整備部 土木管理理

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	半ノ木川に植栽されているツツジの剪定
契 約 期 間	令和3年11月9日から令和3年11月30日まで
契約締結日	令和3年11月8日
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木
契 約 金 額	220,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	半ノ木川に植栽されているツツジが、経年で枝葉が伸び、道路に越境していることから通行する上で早急に対応する必要があります。 なお、この当該箇所に精通している侑芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期 対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	富岡東二丁目地内排水路の除草
契 約 期 間	令和3年10月20日から令和3年11月10日まで
契約締結日	令和3年10月19日
契約相手方	(有)アサイ建設
契 約 金 額	259, 600円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は地元からの通報により、富岡東二丁目地内の排水路において雑草が繁茂し、道路にはみ出して通行の妨げにもなっていることから、水路の維持管理において早急に対応する必要があります。 このことから、直ちに現場着手可能な㈱アサイ建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	し なっと おお お お お な は 会 の と ま な は で で で で で で で で で で で で で で で で で で

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託
契 約 内 容	山の田ちびっこ広場の樹木剪定
契 約 期 間	令和3年10月27日から令和3年11月12日まで
契約締結日	令和3年10月26日
契 約 相 手 方	佐橋造園
契約金額	264, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、町内からの通報により公園内の樹木が隣地まで枝を伸ばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な佐橋造園に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項 ※ 木供についてのお問	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	ため池草刈り等業務委託
契	約	内	容	落洞下池・落洞南池・落洞池の草刈り清掃等の業務
契	約	期	間	令和3年11月11日から令和3年12月3日
契	約締	持結	日	令和3年11月10日
契	約相	手	方	落洞三池灌漑組合
契	約	金	額	256, 620円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 約		び	本業務は、犬山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、落洞下池・落洞南池・落洞池での作業実施申出があった落洞三池灌漑組合と業務委託契約を締結するものです。
そ(の他特			ンクセナケ 都市整備部 十大管理理

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	ため池草刈り等業務委託
契 約 内 容	物置洞上池・物置洞下池の草刈り清掃等の業務
契 約 期 間	令和3年11月18日から令和3年12月27日
契約締結日	令和3年11月17日
契 約 相 手 方	物置洞池灌漑
契 約 金 額	335, 204円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、大山市の地域特性であるため池の保全と利用の促進を目指し、受益者団体等に市の管理するため池の草刈り清掃等の業務を委託するもので、物置洞上池・物置洞下池での作業実施申出があった物置洞池灌漑と業務委託契約を締結するものです。
その他特記事項	いるねせた、初末乾焼如、土土佐田田

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	土地改良施設維持管理委託
契	約	内	容	羽黒高橋三丁目地内用排水路外3の法面に繁茂する雑草の除草及び処分
契	約	期	間	令和3年11月9日から令和3年11月22日まで
契	約約	帝結	日	令和3年11月8日
契	約木	目 手	方	㈱フクトミDBK
契	約	金	額	299, 200円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 耛		び	本委託業務は、地元からの要望により用排水路法面に繁茂する雑草により、水路と道路面との境が視認しづらく危険であることから、直ちに現場着手可能な㈱フクトミDBKに除草を依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特	寺記 事) 全わせ失 都市整備部 土木管理理

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件 名	河川排水路維持管理委託
契 約 内 容	富岡字株池地内排水路の除草
契 約 期 間	令和3年11月5日から令和3年11月19日まで
契約締結日	令和3年11月4日
契 約 相 手 方	㈱アサイ建設
契 約 金 額	143, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、地元からの通報により富岡字株池地内の排水路において、雑草が繁茂し道路にもはみ出しており、通行の妨げにもなっていることから、水路の維持管理において、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱アサイ建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項 ※ 木供についてのお問	

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	河川排水路維持管理委託
契	約	内	容	用排水路内に繁茂する雑草の除草
契	約	期	間	令和3年11月25日から令和4年1月28日まで
契	約級	帝 結	日	令和3年11月24日
契	約相	1 手	方	大竹建設㈱
契	約	金	額	267, 300円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意 契 彩		び	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民からの通報により隣接する民家に草が越境 し居住環境を阻害しており、かつ、用排水路の維持管理上通水機能の確保の観点から、早 急に対応する必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を 受注している大竹建設㈱に発注することで、除草業務における近接施工協議が不要になる ため、工期の短縮・合理的かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。
そ(の他特			ンクセント が一部 が一部 では、 一本 管理 できます。 カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

所	管	課	名	都市整備部 土木管理課
件			名	道路雪氷対策業務委託
契	約	内	容	凍結防止剤散布工等 一式
契	約	期	間	令和3年12月1日 ~ 令和4年3月31日
契	約約	帝 結	日	令和3年11月30日
契	約本	目 手	方	㈱宮博建設、㈱アサイ建設、㈱久保田建設、葉山建設㈱、中京開発㈱、勝建設㈱
契	約	金	額	準備・後片付け:72,900円/1回、作業面積:165円/10㎡、運行距離:2,753円/1km
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	意契約		び	本業務は、市内にて降雪があり道路の雪氷対策が必要な場合に行うもので、緊急性があり早急に対応する必要があります。朝、昼、夜、夜間といつでも動ける体制が必要なため、対応するエリアを調整し業者と委託契約することで、早期対応と適切な施工が確保できることから、事前にそれぞれ随意契約するものです。
	の他特			ひらわせ先 都市整備部 土木管理課

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課
件名	都市公園等除草業務委託
契 約 内 容	当該緑地に繁茂する草木の除草及び処分
契 約 期 間	令和3年12月15日から令和3年12月24日まで
契約締結日	令和3年12月14日
契 約 相 手 方	㈱フクトミDBK
契 約 金 額	189, 200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、緑地法面に草木が繁茂し、周辺工場へ侵入したり、道路が視認しづらく危険であることから、直ちに現場着手可能な㈱フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な作業が確保できるため、随意契約するものです。
その他特記事項	

所	管	課	名	都市整備部 水道課
件			名	配管図システム背景地図データ更新業務委託
契	約	内	容	大山市水道課が管理する配水管路図・給水戸番図閲覧システムの基図(背景地形図)の更新 を行う
契	約	期	間	令和3年11月2日から令和4年1月31日
契	約系	締結	日	令和3年11月1日
契	約	相手	方	フジ地中情報株式会社名古屋支店
契	約	金	額	649,000円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及		約の理定の理	び	大山市水道課が管理する配水管路図・給水戸番図閲覧システムの提供先であり、年間でシステム保守委託をしているため。
そ(の他物	持記事		ひらわせ先 都市整備部 水道理

所 管 課 名	都市整備部 水道課
件名	臨時水質検査業務委託
契 約 内 容	給水栓水51項目の臨時水質検査
契 約 期 間	令和3年12月9日から令和3年12月24日
契約締結日	令和3年12月8日
契 約 相 手 方	(株) 環境科学研究所
契 約 金 額	187,000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	今年度の犬山市水道事業における水質検査業務は、昨年度末において、入札を経て委託業者が決定されている。また、臨時水質検査業務についても、当該年間契約事項に含めており、今回の検査は定期検査を補完するものであることから、市内の水道水質を熟知し、且つ迅速な採水及び検査を実施できる同業者を選定したものである。
その他特記事項	引い合わせ失 都市整備部 水道理

所 管 課 名	都市整備部 下水道課
件 名	管路部浚渫委託(公共その4)
契 約 内 容	管路部浚渫 L=311m
契 約 期 間	令和3年11月5日 ~ 令和3年12月6日
契約締結日	令和3年11月4日
契 約 相 手 方	管清工業㈱ 小牧営業所
契 約 金 額	704, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	令和3年10月16日(土)下水道本管(φ200)の詰まりの通報が発生し排水不良の状態になった際、直ちに現場に入れた管清工業㈱小牧営業所が高圧洗浄車で緊急的な洗浄作業を行い、応急的な管きょ内閉塞は解消しました。※管路部浚渫委託(公共その3)しかしながら、人孔及び管きょ部にまだ多量の汚物が残されており、今後も下水道施設の詰まりが懸念されることから、延長L=311m区間において緊急的に浚渫作業(汚物撤去)を施工する必要があります。本業務は、この浚渫作業を実施するものです。 委託業者については、前回作業を実施したため現場状況に精通している管清工業㈱小牧営業所に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。
その他特記事項	引い合わせ生 教主教徒並 下北送舗

所 管 課 名	都市整備部 下水道課
件名	管路部浚渫委託(公共その7)
契 約 内 容	管路部浚渫及び洗浄 一式 (人孔部14箇所)
契 約 期 間	令和3年12月18日 ~ 令和4年1月17日
契約締結日	令和3年12月17日
契 約 相 手 方	五曠建設㈱
契 約 金 額	220, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	〇 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及業者選定の理由	本業務は、下水道本管において、下水道マンホールポンプ及び管路内にペーパー等が堆積し詰まりが発生したことから、緊急洗浄を行いました。その後、周辺人孔部の調査を行った所、人孔部14箇所に汚泥が堆積していることが判明し、直ちに洗浄する必要があります。また、年末年始の長期休暇に入ることから、良好な居住環境の維持を保つため早期に浚渫及び洗浄作業を行うものです。このことから、直ちに現場作業に着手可能な五曠建設㈱に依頼することで、緊急対応の際、現場に精通しており、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。
その他特記事項 ※ 木件についてのお問	引い合わせ失 都市整備部 下水道理

所 管 課 名	経済環境部 環境課
件 名	産業廃棄物(廃乾電池)の収集運搬及び処分業務
契 約 内 容	市公共施設から排出される産業廃棄物 (廃乾電池)の収集運搬及び処分
契 約 期 間	2021. 10. 14~2022. 3. 31
契約締結日	2021. 10. 13
契約相手方	永一産商株式会社
±11 //L ^	処分費(アルカリ・マンガン電池)462円/kg 処分費(混合電池)1,100円/kg
型 約 金 額	収集運搬費127,160円/車
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	事業所が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定により、第14条第12項に規定する産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。廃乾電池は有害である水銀を含むため、処理に当たっては、①特殊かつ専門的な技術や知識を有すること、②安全かつ無害な処理を行うことができること、③廃水銀の最終処分施設である野村興産㈱の協力会社であることが本委託業務を委託する受注者に求められる条件となります。この条件を満たす近隣事業者が1者であるため。
その他特記事項 ※ 木供についてのお問	し合わせ 経済環境部 環境課

所	管	 課	名	文化スポーツ課図書館
件			名	
契	約	内	容	大山市立図書館及び楽田ふれあい図書館並びに市内小中学校14校において、窓口業務、資料管理業務等の図書館の運用に必要な機能を有したシステムを利用できるようサービス環境を維持管理する業務
契	約	期	間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
契約	約 締	結	日	令和3年10月1日
契約	約相	手	方	トーテックアメニティ株式会社
契	約:	金 :	額	1, 440, 780円
				地方自治法施行令第167条の2第1項
				第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
				○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
				第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根	拠	規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
				第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
				第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
				第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
				第9号 落札者が契約を締結しないとき。
及	製約(び	本システムはパッケージシステムであり、R2年度に業者選定のためにRFI(情報提供招請。IT業務の委託を計画する前に発注先候補者に情報提供を依頼すること。)を行った結果を受け、令和3年5月に指名競争入札を行い、当該事業者を決定し、5年リースの契約でシステムを導入した。 本契約は、同システムを使用するものであり、本件業務を遂行するには導入した事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さず、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その	他特	-		↑ ☆ わせ失 文化スポーツ課図書館

所管課名	文化スポーツ課図書館
件 名	図書館情報システム保守委託
契約內容	大山市立図書館及び楽田ふれあい図書館、市内小中学校14校において、図書館システム 及び使用機器の保守対応等を委託する業務
契 約 期 間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
契約締結日	令和3年10月1日
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社
契 約 金 額	784, 740円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、システム及び使用機器の保守対応を行うには、当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。なお、システムの導入時は5年以上のシステム使用継続を前提に指名競争入札を行い、使用システム及び業者の決定を行っている。
その他特記事項	 い合わせ先 文化スポーツ課図書館